

○長和町空き家改修費等補助金交付要綱

平成28年11月28日告示第44号

改正

平成30年12月4日告示第22号

長和町空き家改修費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内にある空き家を有効活用し、定住人口の増加による地域の活性化を図るため、長和町空き家情報登録制度実施要綱（平成25年告示第14号。以下「空き家情報登録制度」という。）第5条の規定により登録された空き家の売買及び賃貸借に伴い要する改修や空き家にある不要物の撤去に要した費用の一部を補助することについて、長和町補助金等交付規則（平成17年規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 別荘等一時的に使用する目的又は賃貸販売等の営利目的でなく、永住を前提とし、生活の本拠を町内に有することをいう。
- (2) 空き家 空き家情報登録制度により登録された住宅及びその敷地をいう。
- (3) 移住者 長和町以外から長和町に移住し、住民登録をしている者若しくは住民登録することが明らかな者をいう。
- (4) 所有者 空き家情報登録制度に登録された空き家に係る所有者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件すべてを満たす者とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 現に町内住所を有していない者で、申請日以前において5年以上町外に住所を有していた者又は町内に住所を有して1年を経過しない者で、町内に住所を有した日以前に町外に5年以上住所を有していた者
- (2) 空き家の売買又は賃借（一親等の親族からの購入又は賃借を除く。）の契約を締結した者で、地域自治会組織がある地域においてはこれに加入し、購入又は賃借した

空き家に5年以上住所を有して居住することが確実である者。

- (3) 補助を受けようとする改修等において、長和町の他の制度による補助金を受けたことがないこと。
- (4) 補助対象者又は補助対象者と現に同居し、若しくは同居しようとする者に、市区町村に納付又は納入すべき町税等に未納がないこと。
- (5) 補助対象者又は補助対象者と現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定める経費とする。ただし、備品の購入は対象外とする。

- (1) 空き家の改修経費 空き家の改修工事（町内事業者による改修工事に限る。）に要する経費が30万円以上であり、補助申請年度の末日までに第9条による実績報告ができるもの。
- (2) 空き家の家財道具等の処分運搬経費（町内事業者による処分運搬に限る。）
- (3) その他町長が必要と認める経費

2 前項の規定により算出した補助対象経費に次の経費が含まれる場合は、これを除いた残りの経費を補助対象経費とする。

- (1) 国、県の制度による補助、融資等の対象となる経費
- (2) その他町長が適当でないとして認める経費

3 賃貸借契約を締結した空き家の場合は、空き家の改修についてその所有者に原状回復義務を免除すること及び補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の完了の日から5年間は、移住者の居住の用に供することについて承諾を得ていること。

4 第1項に規定する工事等は、第6条第2項の規定による補助金の交付決定後に着手するものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号により算出し、1,000円未満の端数を切り捨てる。

- (1) 前条第1項第1号を実施する場合は、予算の範囲内で、補助対象経費の2分の1以内の額で100万円を限度とする。
- (2) 前条第1項第2号を実施する場合は、補助対象費用の額とし、10万円を限度と

する。

(3) 前条第1項第1号及び第2号を同時に実施する場合は、前各号の規定により算出した補助金の合計額とする。

2 補助金は、同一の空き家に対して、改修に係わる経費及び処分運搬に係わる経費、それぞれ1回限り交付するものとする。

(補助申請及び交付決定)

第6条 補助の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、長和町空き家改修費等補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類等を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 改修工事費用等の見積書又は工事請負契約書の写し

(3) 空き家の売買又は賃貸借契約書の写し

(4) 改修工事等の対象となる住宅の平面図

(5) 改修工事等に着手する前の現状及び改修箇所等の写真

(6) 賃借した空き家については、所有者の同意書（様式第3号）

(7) 申請者及び申請者と現に同居し、若しくは同居しようとする者の直近の市区町村税等の納税証明書

(8) その他町長が特に必要と認めるもの

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することを適当と認め交付を決定したときは、長和町空き家改修費等補助金交付決定通知書（様式第4号）を申請者に通知する。

(補助金の変更又は中止等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止するときは、長和町空き家改修費等補助金変更（中止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 町長は、前項の申請内容を審査した結果、既に決定した補助金の額を変更したときは、長和町空き家改修費等補助金変更・中止決定通知書（様式第6号）により、その旨を交付決定者に通知するものとする。

(状況報告及び現地調査)

第8条 町長は、必要があるときは、補助事業の遂行状況について交付決定者、施工業者等に報告を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、長和町空き家改修費等補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 建築確認検査済証の写し(建築確認が必要な建築行為の場合に限る。)
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 改修工事等代金の領収書の写し
- (4) 改修工事等実施後の住宅現況及び施工箇所等の写真
- (5) その他町長が特に必要と認めるもの

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日とする。

3 町長は、補助対象工事等が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を講ずるよう交付決定者に命ずることができる。

(補助金の確定)

第10条 町長は、前項の規定により実績報告を受けた場合は、完了検査を行い、適正と認めるときは、長和町空き家改修費等補助金交付確定通知書(様式第8号)を交付決定者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、前条に規定する確定通知書を受けた日から起算して10日以内に長和町空き家改修費等補助金請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、すでに交付された補助金の全部又は一部に相当する額の返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金対象工事等を承認なく変更したとき。
- (3) 補助事業の対象となった空き家を、補助金の交付を受けた日から5年以内に譲渡

し、交換し、貸付けし、又は取り壊したとき。

(4) 補助事業の対象となった空き家から、交付決定者及び同居者全員が、補助金の交付を受けた日から5年以内に転居したとき。

(5) 前各号に規定するもののほか、町長が補助金の返還を相当と認めたとき。

2 前項の規定は、補助金の確定があった後においても適用するものとする。

3 町長は、前1号の規定により補助金の全部又は一部に相当する額の返還を命ずるときは、長和町空き家改修費等補助金返還通知書（様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

4 交付決定者は、前項の規定により返還通知書を受けた場合は、町長の定める日までに次の表による額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）を返還しなければならない。

交付日からの経過年数	返還額
1年以上2年未満	補助金確定額 100%
2年以上4年未満	補助金確定額 80%
4年以上5年未満	補助金確定額 50%

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

様式第1号（第6条関係）

長和町空き家改修費等補助金交付申請書

年 月 日

長 和 町 長 様

申請者 住所 _____ 番地 _____

氏名 _____

電話番号 _____

長和町空き家改修費等補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

また、申請者の住所、申請者及び申請者と同居する者の町民税等その他義務的納金の納付状況を確認していただくことに同意いたします。

空き家の所在地	長和町 _____ 番地 _____
空き家の区分(○を付す)	① 専用住宅 ② 併用住宅（居住部分 _____ m ² ）
申請の内容(○を付す)	① 空き家の改修 ② 空き家の家財道具等の処分運搬
空き家情報登録日	年 月 日
購入・賃借の区分 及び契約状況	購入 ・ 賃借 _____ 年 月 日 締結
改修工事等見積金額	円 _____
改修工事等の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
施工業者：事業所・代表者名 _____ 住 所 長和町 _____ 番地 _____ 電話番号 _____	
<input type="checkbox"/> 添付書類 (1) 誓約書（様式第2号） (2) 改修工事費用等の見積書又は工事請負契約書の写し (3) 空き家の売買又は賃貸借契約書の写し (4) 改修工事等の対象となる住宅の平面図 (5) 改修工事等に着手する前の現状及び改修箇所等の写真 (6) 賃借した空き家については、所有者の同意書（様式第3号） (7) 申請者及び申請者と現に同居し、若しくは同居しようとする者の直近の市区町村税等の納税証明書 (8) その他町長が特に必要と認めるもの	

※ 長和町空き家改修費等補助金交付要綱第12条に該当した場合は、補助金の返還を求められる場合があります。

様式第2号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

誓 約 書

長 和 町 長 様

長和町空き家改修費等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付申請にあたり、要綱に定める制度の趣旨を理解し申請をいたします。

また、下記の事項について誓約し、要綱に違反したときは、補助金を直ちに返還いたします。

記

- 1 補助金の交付日から5年間は、他人へ売却、貸与及び取り壊しはいたしません。
- 2 補助金の交付日から5年間は、転居又は転出はいたしません。
- 3 住民登録がされていない場合、補助金の交付申請を行った年度内に住民登録をします。
- 4 住民登録地域に自治会組織がある場合はこれに加入します。また、地元住民等と良好な関係の維持に努めます。
- 5 私及び私と同居する者は、暴力団員でないことを誓約するとともに、必要がある場合は上田警察署に照会することに同意いたします。

年 月 日

申請者 住 所 _____
氏 名 _____

様式第3号（第6条関係）（賃借の場合）

様式第3号（第6条関係）（賃借の場合）

同 意 書

申請者が長和町空き家改修費等補助金を利用し、下記の内容で空き家の改修等を行うこと、及び原状回復義務を免除することを承諾いたします。

また、申請者が賃貸借契約終了後も引き続き賃借を希望する場合は、補助金交付の日から5年間は、申請者以外への貸付及び売却、又は取り壊しをすることなく、申請者が居住することを承諾いたします。

記

空き家の所在地	長和町 番地
空き家情報登録日	年 月 日
改修等の内容	【空き家改修】 【家財道具等の処分】

年 月 日

所有者 住 所 _____ 番地

氏 名 _____

電話番号 _____

所有者 様

私が、長和町空き家改修費等補助金交付要綱に基づき貴方様と賃貸借契約した空き家について、同要綱に基づき改修工事等を行いたいので、上記の内容についてご同意いただきますようお願いいたします。

申請者 住 所 _____ 番地

氏 名 _____

様式第4号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

長和町空き家改修費等補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

申請者

長和町長

年 月 日付けで補助金交付申請のあった長和町空き家改修費等補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金交付条件
 - (1) この補助金は、本通知書により交付決定を受けた事業以外に使用できません。
 - (2) 長和町空き家改修費等補助金交付要綱を遵守してください。
 - (3) この補助金の交付条件に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがあります。
 - (4) この補助金について、交付決定者や施工業者に報告を求め、担当職員が調査し、町の監査委員が監査することがあります。

様式第5号（第7条関係）

様式第5号（第7条関係）

長和町空き家改修費等補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日

長 和 町 長 様

申請者 住所 _____ 番地 _____

氏名 _____

電話番号 _____

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた長和町空き家改修費等補助金について、下記のとおり内容等を変更（中止）したいので、長和町空き家改修費等補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請いたします。

記

1 補助金申請内容の変更

変更内容等	変更前	変更後
事業費	円	円
補助金額	円	円
変更内容及び変更理由		
添付資料	(1) 変更内容、変更箇所が確認できる図面 (2) 変更見積書又は変更契約書の写し（事業費の変更がある場合） (3) その他、変更説明に必要となる書類	

2 補助事業の中止

中止の理由	
-------	--

様式第6号（第7条関係）

様式第6号（第7条関係）

長和町空き家改修費等補助金変更（中止）決定通知書

第 号
年 月 日

申請者

長和町長

年 月 日付けで変更等の申請のあった長和町空き家改修費等補助金については、下記のとおり変更（中止）を決定したので、長和町空き家改修費等補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 承認の内容

2 補助金変更交付決定額 円

3 補助金既交付決定額 円

4 補助金増（減）額 円

様式第7号（第9条関係）

様式第7号（第9条関係）

長和町空き家改修費等補助金実績報告書

年 月 日

長 和 町 長 様

申請者 住所 _____ 番地 _____

氏名 _____

電話番号 _____

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった事業が完了したので、長和町空き家改修費等補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて報告いたします。

空き家の所在地	長和町	番地
空き家の区分(○を付す)	① 専用住宅	② 併用住宅 (居住部分 m ²)
事業の内容(○を付す)	① 空き家の改修	② 空き家の家財道具等の処分運搬
空き家情報登録日	年 月 日	
購入・賃借の区分 及び事業完了年月日	購入 ・ 賃借	年 月 日 完了
事業費	円	
補助金額	円	
<input type="checkbox"/> 添付書類 (1) 建築確認検査済証の写し (建築確認が必要な建築行為の場合に限る。) (2) 工事請負契約書の写し (3) 改修工事等代金の領収書の写し (4) 改修工事等実施後の住宅現況及び施工箇所等の写真 (5) その他町長が特に必要と認めるもの		

様式第8号（第10条関係）

様式第8号（第10条関係）

長和町空き家改修費等補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

申請者

長和町長

年 月 日付けで実績報告のあった長和町空き家改修費等補助金について、下記のとおり補助金額を確定したので、長和町空き家改修費等補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

補助金確定額

円

様式第9号（第11条関係）

様式第9号（第11条関係）

長和町空き家改修費等補助金請求書

年 月 日

長 和 町 長 様

申請者 住所 _____ 番地 _____

氏名 _____ (印)

電話番号 _____

年 月 日付け 第 号で補助金の確定通知を受けた長和町空き家改修費等補助金について、下記のとおり長和町空き家改修費等補助金交付要綱第11条の規定により請求いたします。

記

1 補助金請求額 _____ 円

2 振込先（交付決定者の口座名義に限る）

金融機関名	銀行 農協 信用金庫 本店(所) 支店(所)
口座種類	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義人	フリガナ

様式第10号（第12条関係）

様式第10号（第12条関係）

長和町空き家改修費等補助金返還通知書

第 号
年 月 日

様

長和町長

年 月 日付けの補助金請求書により支払った長和町空き家改修費等補助金について、長和町空き家改修費等補助金交付要綱第12条の規定により補助金の返還を命じますので、下記により返還してください。

記

- 1 補助金返還額 円
- 2 返還額決定根拠
- 3 補助金返還理由
- 4 補助金返還方法
- 5 補助金返還期限